



鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 9 月 28 日

鴨川市長

久々々々々

鴨川市条例第 29 号

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例（平成 28 年鴨川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「次に掲げる額」の次に「から子どもの属する世帯の区分に応じ、別表に定める額を控除した額」を加える。

第 8 条第 1 項中「保険医療機関の請求に基づき受給者が支払うべき一部負担金又は自己負担金」を「第 5 条の規定により算出される額」に改め、同条第 2 項中「当該一部負担金又は自己負担金に相当する額」を「その支払った医療費のうち第 5 条の規定により算出される額」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 5 条関係）

世帯区分	自己負担額
市町村民税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村民税をいい、同法に規定する特別区民税を含む。以下同じ。）が非課税である世帯	0 円
市町村民税の均等割のみが課税されている世帯	0 円
市町村民税の所得割が課税されている世帯	入院 1 日又は通院 1 回につき 300 円

備考

- 1 世帯区分の認定は、毎年 7 月 1 日における市町村民税の課税状況により行うものとする。
- 2 同一の子どもが同一の日に入院及び通院をした場合は、それぞれについて自己負担するものとする。
- 3 同一医療機関における同一月の受診で入院が 10 日又は通院が 5 回を超える場合の当該超える日数又は回数分に係る自己負担額は 0 円とする。

附 則

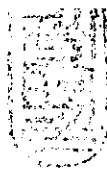
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の鴨川市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新子ども医療費助成条例」という。）第 8 条第 1 項の規定による助成の方法の変更に伴う受給券の更新に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）



- 3 新子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。